

十 上 下 水 第 210 号
令 和 7 年 7 月 4 日

十日町市上下水道事業審議会
会 長 小松 俊哉 様

十日町市長 関口 芳史



下水道使用料の改定について（諮問）

十日町市上下水道事業審議会規程第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を伺います。

記

諮問事項

- 1 令和8年度から4年間（令和8年6月から令和12年5月）の下水道使用料の改定について

諮問の趣旨

下水道事業は、地方公営企業として、独立採算の原則により、下水道使用料を主な財源として運営しています。この使用料については、地方公営企業法において、「公正妥当で、かつ、適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならない」と規定されているところです。

当市においては、昭和58年の公共下水道の供用開始以降も、市内の広範に渡り整備を進め、浄化槽の設置と合わせて市民の生活環境の向上を図ってまいりました。その結果、下水道等の普及率は95%を超え、全国の同規模自治体の平均を大きく上回っています。

一方で、当市の下水道使用料は、市町村合併による料金体系の統合後、行財政改革による人件費削減の還元の元、平成26年度に引き下げ改定を行って以降も、民間委託導入等による業務の効率化を図ることで、現在に至るまで据え置いてまいりました。

しかしながら、近年の急激な人口減少や節水志向の高まりを背景とした水需要の低迷により、今後も使用料収入の減少が見込まれます。さらに、急速に整備された現有施設の多くが、一斉に更新時期を迎えるため、その更新や維持管理に莫大な費用が必要になってきます。

また、地方公営企業化した令和2年度から既に、収支差引の不足を補うためのいわゆる赤字補填を一般会計から繰入れており、独立採算を目指す地方公営企業としては、その赤字補填の抑制・解消が喫緊の課題であると捉えています。

これら様々な状況を踏まえ、持続可能な事業運営を図るため、今後は適宜下水道使用料の見直しを行う必要があります。そこで、令和8年度以降の4年間の下水道使用料のあり方について貴審議会の意見を伺います。